

徳島市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成30年4月9日

徳島市監査委員	稲井博
同	工藤誠介
同	中西裕一
同	梶原一哉

行政監査結果報告書

「収入未済金の債権管理について」

徳島市監査委員

目 次

第1	行政監査の趣旨	1
第2	監査のテーマ	1
第3	監査の目的	1
第4	監査の期間	1
第5	監査の対象及び範囲	1
第6	監査の着眼点	1
第7	監査の方法	1
第8	平成28年度決算における収入未済の状況	2
第9	監査対象の絞り込み	3
第10	債権の分類	4
第11	監査の結果	5
1	市税	5
2	住宅使用料	11
3	生活保護費返還金等	15
4	国民健康保険料	19
5	介護保険料	23
第12	監査意見（むすび）	27
	主な用語の意味	29

行政監査結果報告書

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政事務の執行が法令の定めるところに従い適正に行われているか、また、経済性、効率性及び有効性の確保がなされているかなどについて監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ

「収入未済金の債権管理について」

第3 監査の目的

本市の財政状況は、歳入においては、市税収入の低迷や交付金等の動向が不透明であり、また、歳出においては、義務的経費や繰出金が依然として高い水準にあるなど、厳しい状況が続くものと見込まれる。

その中で、本市の一般会計及び特別会計における収入未済額は、休日納付窓口の開設、コンビニ収納の実施などの一定の努力の結果、平成24年度末時点では、73億364万9千円であったものが平成28年度末で55億3,437万1千円となり、減少傾向にあるもののなお多額である。収入未済額の縮減は、自主財源の安定的確保のために重要な課題であり、市民負担の公平性の確保や効率的な事務の執行の点からも厳正な対応が求められるところである。

そこで、収入未済金に係る債権管理事務について、事務の合规性、効率性及び有効性の観点から調査し、公正かつ適正な債権管理とさらなる財源確保に資することを目的とする。

第4 監査の期間

平成29年10月26日から平成30年3月26日まで

第5 監査の対象及び範囲

平成28年度の一般会計及び特別会計の決算において収入未済額のある債権で、継続的に債権管理を行っている所属の管理事務。

第6 監査の着眼点

- 1 収入未済を発生させない取り組みは、適切に行われているか。
- 2 滞納整理事務及び処分が根拠法令等に基づき適正かつ厳正に行われているか。また、その管理体制は効率的、効果的なものとなっているか。

第7 監査の方法

平成28年度の一般会計及び特別会計の決算において収入未済額のある債権の所管課に対し、着眼点に基づいて作成した行政監査調査書（調査表）及び関係書類等の提出を求め、書類審査を実施するとともに、関係書類の追加提出及び関係職員から事情を聴取した。

第8 平成28年度決算における収入未済の状況

平成28年度の一般会計及び特別会計の決算において収入未済額のある債権は次の表のとおりであった。

1 一般会計

(単位：千円)

No.	債権の名称	債権の概要	収入未済額	所管課
1	市税	固定資産税、市民税、軽自動車税、都市計画税等の市税	2,496,424	納税課
2	住宅使用料	市営住宅条例に基づく家賃	403,341	住宅課
3	生活保護費返還金等	生活保護法第63条に基づく返還金及び同法第78条に基づく徴収金等	332,006	生活福祉第一課及び第二課
4	保育施設保育料	保育所等利用にかかる保育料	24,397	子ども施設課
5	児童扶養手当過誤払返納金	児童扶養手当の受給資格を遡及して変更した場合に、過払いとなった児童扶養手当	19,276	子育て支援課
6	工事請負代金の返還請求金	工事請負代金の返還請求金	2,709	道路維持課
7	老人ホーム措置費負担金	養護老人ホーム入所に係る自己負担金及び扶養義務者負担金	2,001	介護・ながいき課
8	介護給付費等返還金	介護給付費等不正請求返還金	1,390	障害福祉課
9	特別養護老人ホーム自己負担金	徳島市特別養護老人ホーム入所に係る自己負担金	1,132	介護・ながいき課
10	児童手当過誤払返納金	児童手当(旧児童手当等を含む。)の受給資格を遡及して変更した場合に、過払いとなった児童手当	989	子育て支援課
11	障害者施設入所者自己負担金	措置入所に係る入所者の滞納分自己負担金	144	障害福祉課
12	広域利用にかかる施設給付費	他市町村から徳島市の公立幼稚園を利用する場合に、徳島市から保護者の居住地の自治体に請求している施設給付額	130	学校教育課
13	徳島市立幼稚園保育料	徳島市立幼稚園利用者にかかる保育料	64	学校教育課
14	普通財産の貸付	普通財産(居住用住宅敷地)貸付に係る賃借料	64	管財課
15	河川使用料	水路及び河川等の占用に伴う使用料	17	保全課
16	公園使用料	平成23年度西部公園使用料	13	公園緑地課
17	臨時助教諭賃金及び手当	幼稚園臨時助教諭の欠勤による過払い賃金	7	学校教育課
計			3,284,104	

2 特別会計

(単位：千円)

No.	債権の名称	債権の概要	収入未済額	所管課
1	国民健康保険料	国民健康保険料として賦課された保険料	1,764,445	保険年金課
2	介護保険料	介護保険法に基づく第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料	244,009	介護・ながいき課
3	住宅新築資金等貸付金元利収入	住宅の新築・改修または宅地取得を行う者への貸付金	78,605	住宅課
4	居宅介護サービス給付費等返還金	県監査等により指定取消処分を受けた事業者の居宅介護サービス給付費等の不正利得額	57,621	介護・ながいき課
5	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料として賦課された保険料	56,706	保険年金課
6	下水道受益者負担金	都市計画法第75条の規定に基づく徳島市都市計画下水道事業受益者負担金	18,107	保全課
7	下水道使用料	下水道法第20条第1項及び徳島市下水道条例第12条の規定に基づき、公共下水道の利用者から徴収する使用料	11,257	保全課
8	代位取得した第三者行為による損害賠償	交通事故などの第三者行為による傷病の治療を、国民健康保険を使用して受療した場合、保険給付によって生じた損害賠償額を、保険者が被保険者から代位取得したもの	10,415	保険年金課
9	奨学事業収入	徳島市教育委員会が運営している奨学事業において、貸与した奨学金	8,423	学校教育課
10	高齢者住宅等安心確保事業生活援助員派遣負担金	生活援助員の派遣に要する費用に関する負担金	366	介護・ながいき課
11	療養給付に係る不正(不当)利得	既に医療機関に支給された療養給付費のうち、不正(不当)に利得したと判断したもの	310	保険年金課
12	居宅介護サービス給付費等返納金	過払いとなった居宅介護サービス給付費等	4	介護・ながいき課
計			2,250,268	

第9 監査対象の絞り込み

第8の債権のうち平成28年度決算における収入未済額が1億円を超えている次の債権について監査を行うこととする。

- 一般会計
 - 市税
 - 住宅使用料
 - 生活保護費返還金等
- 特別会計
 - 国民健康保険料
 - 介護保険料

第10 債権の分類

地方公共団体の債権については、大きく分類すると公法上の原因に基づいて発生する債権（以下「公債権」という。）と契約、民法に規定する損害賠償等の私法上の原因により発生する債権（以下「私債権」という。）に区分することができる。

また、公債権については地方税及び地方税の滞納処分の例による処分が可能な債権（以下「強制徴収公債権」という。）と、地方税の滞納処分の例による処分ができない債権（以下「非強制徴収公債権」という。）に区分することができる。

本市の主な債権の区分は次の表のとおりである。

債権区分	公法上の債権		私法上の債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
本市の主な債権	市税 国民健康保険料 介護保険料 生活保護費返還金等 (※1)	住宅使用料 生活保護費返還金 等(※2)	住宅新築資金等貸付金 奨学事業収入
債権の成立	賦課決定(不服申立て可) 法律による行政側の処分行為		契約(合意)行為等
滞納処分・法的措置	行政庁自らによる強制徴収(滞納処分)が可能	訴訟等の民事上の法的措置が必要	
時効による債権の消滅	時効経過により消滅する(時効の援用は要しない)。		時効経過しても債務者からの時効援用を要する。

※1 平成26年7月1日以降に支弁した保護費の生活保護法第78条に基づく徴収金

※2 生活保護法第63条に基づく返還金並びに同法第77条に基づく徴収金及び平成26年6月30日以前に支弁した保護費の同法第78条に基づく徴収金

第11 監査の結果

1 市税

(1) 概要

地方税法に基づき徴収される債権で、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、都市計画税がある。

(2) 債権分類等

- ア 債権分類 強制徴収公債権
 イ 時効期間 5年（地方税法第18条第1項）
 ウ 所管課 納税課

(3) 決算状況

ア 平成28年度決算状況（税目別） （単位：千円、％）

税目	調定額 A	収入済額 B	収入未済額	収入率 B/A	不納欠損額
市民税	18,526,522	17,860,266	614,336	96.4	54,592
個人	14,221,196	13,695,956	486,526	96.3	41,375
法人	4,305,326	4,164,310	127,810	96.7	13,217
固定資産税	18,331,111	16,700,137	1,559,811	91.1	72,151
軽自動車税	729,624	663,630	59,075	91.0	7,011
たばこ税	1,824,828	1,824,828	0	100.0	0
都市計画税	2,903,613	2,628,855	263,202	90.5	11,712
合計	42,315,698	39,677,716	2,496,424	93.8	145,466

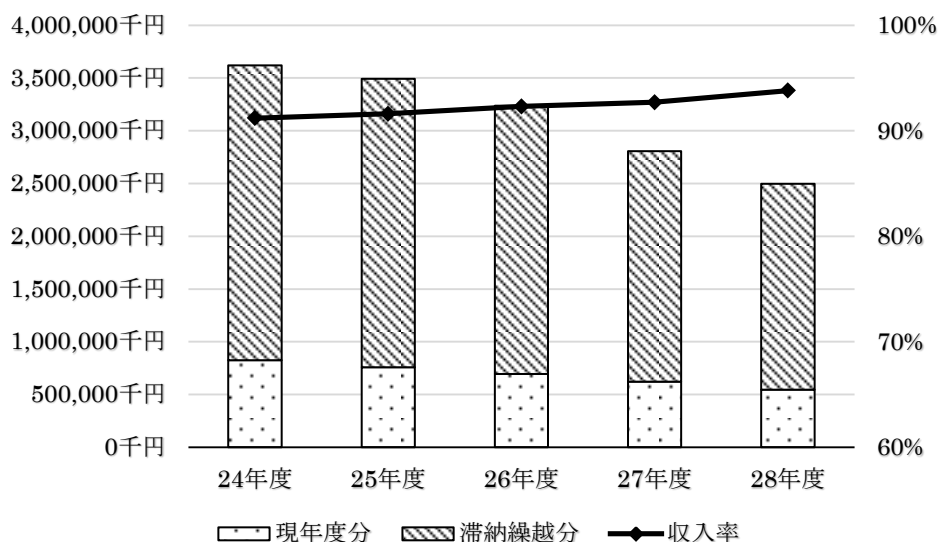
イ 収入未済額の推移 （単位：千円、％）

年度		調定額 A	収入済額 B	収入未済額	収入率 B/A	不納欠損額
28	現年度分	39,514,274	38,971,804	544,624	98.6	1,402
	滞納繰越分	2,801,424	705,912	1,951,800	25.2	144,064
	計	42,315,698	39,677,716	2,496,424	93.8	145,466
27	現年度分	39,188,528	38,563,875	620,819	98.4	3,833
	滞納繰越分	3,235,467	750,691	2,186,435	23.2	298,342
	計	42,423,995	39,314,566	2,807,254	92.7	302,175
26	現年度分	41,832,166	41,135,367	694,153	98.3	2,646
	滞納繰越分	3,488,832	713,734	2,544,612	20.5	230,487
	計	45,320,998	41,849,101	3,238,765	92.3	233,133
25	現年度分	40,392,769	39,627,597	758,466	98.1	6,706
	滞納繰越分	3,616,020	678,251	2,732,473	18.8	205,297
	計	44,008,789	40,305,848	3,490,939	91.6	212,003
24	現年度分	40,669,381	39,830,869	824,455	97.9	14,057
	滞納繰越分	3,757,288	676,594	2,794,519	18.0	286,175
	計	44,426,669	40,507,463	3,618,974	91.2	300,232

※28年度の収入済額には、還付未済額3,908千円を含む。

平成28年度の調定額に対する収入率は93.8%であり、平成24年度の91.2%から2.6ポイント改善されている。収入未済額についても、平成28年度は24億9,642万4千円で、平成24年度に比べて11億2,255万円(31.0%)減少している。

なお、収入未済額(現年度分・滞納繰越分)及び収入率の推移をグラフで表すと次のとおりとなる。



(4) 債権管理体制

納税課の債権管理体制は次のとおりとなっている。

(単位：人)

所管係 (担当)名	担当業務	正規 職員	再任用 職員	嘱託 職員	臨時 職員	合計
管理係	差押財産の換価・公売・交付要求	5	0	0	0	5
収税第一係	徴収金の収納、徴収・差押等の滞納処分・執行停止	9	1	1	0	11
収税第二係	徴収金の収納、徴収・差押等の滞納処分・執行停止	9	2	0	0	11
検収係	徴収金の消込み、集計・過誤納金の還付、充当・不納欠損処分	6	0	0	0	6

(5) 滞納整理事務及び処分

ア 督促・催告等

(ア) 督促

地方税法第329条ほかの規定に基づき、納期限後20日以内に督促状を発送している。

(イ) 催告

文書(催告書)、電話により随時実施している。

また、徳島県との徴収協力に基づき、平成25年度から県・市連名による共同催告を実施している。

イ 滞納処分等

差押え及び交付要求を実施している。また、処理困難な事案については、徳島滞納整理機構へ処理を移管している。

(ア) 差押

差押えは、滞納者の財産処分を制限し、換価できる状態に置く強制処分のことである。

差押え処分の実施状況は次の表のとおりである。

(単位：件、千円)

年度	差押え件数				徴収金額	
	動 産	不動産	無体財産	債 権	債権充当	公売実施
28	1	4	0	491	66,951	0
27	0	20	0	402	43,950	255
26	0	21	2	201	29,041	0
25	0	28	0	191	30,840	0
24	2	72	0	181	33,995	0

【差押え処分の対象】

- ・動 産：絵画・時計・玩具等
- ・不 動 産：土地・家屋・普通自動車※等
 - ※普通自動車は、動産であるが差押えの手続きに関しては不動産の規定を準用する（国税徴収法第71条）。
- ・無体財産：出資金・ゴルフ会員権等
- ・債 権：預貯金・生命保険等の解約返戻金・給与・年金・家賃・使用料・国税還付金等

財産調査の回数を増やすことにより、滞納繰越分、高額滞納者等に対する差押えを強化しており、平成27年度以降、差押え件数、徴収金額ともに増加している。

また、平成29年度においては、市税滞納者の所有する普通自動車54台について、一斉に登録差押えを実施した。差押えた自動車については、今後順次インターネット公売（年8件程度）を行うこととしている。

(イ) 交付要求

交付要求とは、滞納者の財産に対して、既に税務署や裁判所などの他の執行機関による強制換価手続きが開始されている場合に、その執行機関に対して、換価代金の中から滞納税額に見合う配当を、法律で定められた優先順位に従って求める手続きである。

交付要求の実施状況については、次の表のとおりである。

(単位：件、千円)

年度	件数	交付要求額	配当金額
28	132	82,179	22,400
27	117	60,335	21,901
26	176	136,847	20,507
25	143	86,230	15,944
24	178	169,481	18,246

(ウ) 徳島滞納整理機構への移管

徳島滞納整理機構とは、市町村税等の大口・困難な滞納事案を共同処理することを目的として、県内の全市町村が参加し、徳島県市町村総合事務組合を母体として平成18年4月1日から設置・運営されている。

移管数は、各市町村の人口階層を基準に「処理件数枠」が設定されている。移管した案件については、徳島滞納整理機構により滞納処分の実施や執行停止、不納欠損処分の適否の判定が行われる。移管期間は原則として1年であるが、交渉途中の事案等については継続する場合がある。

移管状況については次の表のとおりである。

(単位：件、千円)

年度	移管件数	滞納金額	徴収金額
28	50	163,600	49,981
27	50	191,457	60,023
26	50	135,779	51,229
25	50	153,306	55,054
24	50	147,248	51,191

ウ 不納欠損処分

時効（5年）による不納欠損処分を実施している。

また、財産がない等の場合において地方税法第15条の7の規定に基づく、滞納処分の執行停止（3年・即時）により滞納者の納税義務が消滅することにより不納欠損処分を行っている。

不納欠損処分の実施状況は次の表のとおりである。

(単位：件、千円)

事 由		年 度				
		24	25	26	27	28
時効	件数	6,627	7,856	7,661	6,521	6,686
	金額	73,504	103,911	94,590	74,791	101,780
執行停止 (3年)	件数	911	158	363	553	146
	金額	49,485	2,262	8,485	178,172	7,446
執行停止 (即時)	件数	3,803	2,530	2,204	1,728	1,256
	金額	177,243	105,830	130,058	49,212	36,240
合計	件数	11,341	10,544	10,228	8,802	8,088
	金額	300,232	212,003	233,133	302,175	145,466

(6) その他の滞納防止・縮減のための対策（収入未済を発生させない取り組み）

ア 休日納付窓口

4月・5月・6月に休日納付窓口を関係課と共同開設し、また2月には納税課独自で休日納付窓口を開設している。（各月の第2、第4日曜日）

イ コンビニ収納

平成24年度より軽自動車税、25年度より固定資産税、都市計画税、市・県民税（普通徴収）についてコンビニ収納を開始し、納付者の利便性を向上させている。また、督促状や分納での納付についてもコンビニ収納対応の納付書に変更している。

ウ 口座振替推進

平成26年10月より窓口での口座振替受付サービスを開始した。また、毎年6月に徳島駅前にて、トクシィ及び関係課と共に口座振替推進キャンペーンを実施している。

エ 徳島県との相互併任制度

平成29年9月から搜索や差押え、公売等の高度な徴収技術の向上を目的に、徳島県と税務職員の相互併任制度を実施している。相互併任とは、県と市町村が協定を結び、互いの税務職員を併任する制度で、税滞納者に対する差押えの時に価値の高い財産を見つけ、公売時にはより高く売るための技術や知識を、市職員が習得するのが目的である。

(7) 債権管理に係る書類（記録）

ア 債権管理マニュアル

整備されている。納税課マニュアルを作成し、毎年更新している。

イ 債権管理台帳

納税システムで滞納状況等の滞納者情報を管理している。

(8) 今後の目標、取り組み

ア 目標設定

（徴収率目標）

平成29年度 94.1%、平成30年度 94.9%、平成31年度 95.6%、平成32年度 96.3%、平成33年度 97.0%

イ 目標を達成するための取り組み

これまでの取り組みを継続及び強化する。

- ・徴収対策の強化と差押財産の積極的な公売を実施する。
- ・収納・徴収業務に係る関係課との連携強化を図る。
- ・電子納税等の多様な納付方法の導入を検討する。
- ・研修等による職員の徴税技術の向上に努める。

(9) 所見

市税は、本市の歳入の根幹を成す債権であり、本市がその行政に要する一般経費に充てられている自主財源である。安定した財政運営のためには、自主財源の確保が重要であり、そのために市税の収入未済額の縮減は基本的な課題である。

ア 滞納整理事務及び処分について

差押え等の滞納処分の強化などにより、収入率は平成24年度の91.2%から平成28年度の93.8%と年々上昇しており、平成29年度には、徳島県との相互併任制度の締結や普通自動車の一斉登録差押えなど新たな取り組みも行われている。しかしながら、平成33年度の目標である97.0%とはまだ隔たりがある。今後も、滞納者の実態把握を的確に行い、一層の滞納処分の強化を図るとともに相互併任制度の充実や研修等による職員の徴収能力の向上を行い、更なる収入率の向上に取り組まれない。特に滞納の初期段階における催告や納付相談などの徴収対策を強化して、滞納繰越分の収入未済額を増加させないよう努められたい。

イ 滞納者情報の共有化について

庁内においては、これまでも徳島市収納対策連絡会議（納税課、保険年金課、介護・ながいき課、住宅課）等において連携強化が行われているところであるが、滞納者の財産情報等の共有化は行われていない。本市全体としては、滞納者情報を共有化することにより債権管理事務の効率化及び債権回収の強化を図ることができると考えられるため、個人情報の保護には十分かつ慎重に配慮を行いつつ、他の債権の所管課と連携し、滞納者情報の共有化について検討を進められたい。

2 住宅使用料

(1) 概要

徳島市営住宅条例に基づく市営住宅入居者に対する家賃。

(2) 債権分類等

ア 債権分類 非強制徴収公債権

イ 時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

ウ 所管課 住宅課

(3) 決算状況

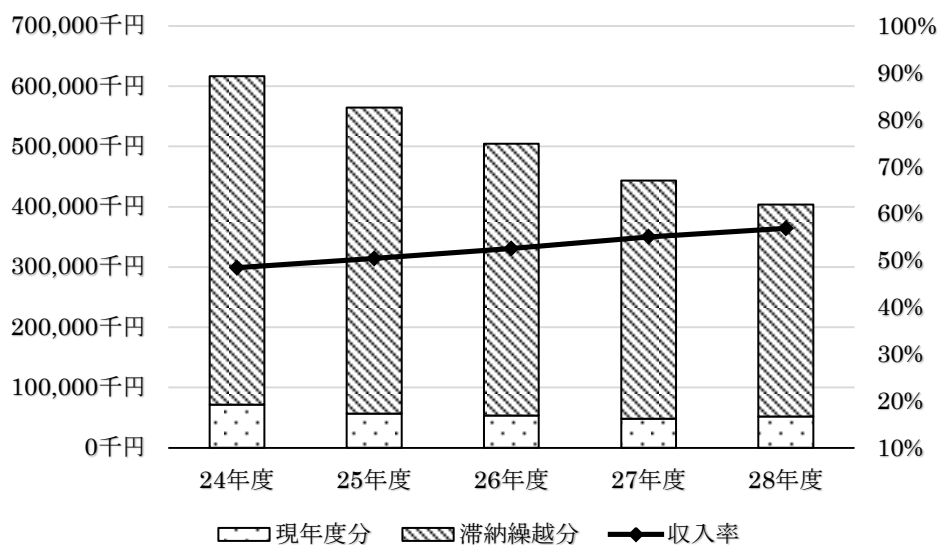
ア 収入未済額の推移

（単位：千円、％）

年度		調定額 A	収入済額 B	収入未済額	収入率 B/A	不納欠損額
28	現年度分	574,545	522,855	51,690	91.0	0
	滞納繰越分	431,198	48,867	351,651	11.3	30,680
	計	1,005,743	571,722	403,341	56.8	30,680
27	現年度分	582,210	534,005	48,205	91.7	0
	滞納繰越分	491,447	56,219	395,337	11.4	39,892
	計	1,073,657	590,224	443,542	55.0	39,892
26	現年度分	594,914	541,381	53,533	91.0	0
	滞納繰越分	546,863	58,244	451,097	10.7	37,523
	計	1,141,777	599,625	504,630	52.5	37,523
25	現年度分	608,444	551,488	56,956	90.6	0
	滞納繰越分	592,841	54,470	507,561	9.2	30,810
	計	1,201,285	605,958	564,517	50.4	30,810
24	現年度分	623,338	551,767	71,570	88.5	0
	滞納繰越分	627,454	53,757	545,125	8.6	28,572
	計	1,250,792	605,524	616,695	48.4	28,572

平成28年度の調定額に対する収入率は56.8%であり、平成24年度の48.4%から8.4ポイント改善されている。収入未済額についても、平成28年度は4億334万1千円で、平成24年度に比べて2億1,335万4千円(34.6%)減少している。

なお、収入未済額（現年度分・滞納繰越分）及び収入率の推移をグラフで表すと次のとおりとなる。



(4) 債権管理体制

住宅課の債権管理体制は次のとおりとなっている。

(単位：人)

所管係 (担当) 名	担当業務	正規 職員	再任用 職員	嘱託 職員	臨時 職員	合 計
管理係	収入申告、家賃決定、納付書送付、徴収、公募、法的措置、苦情対応等	8	2	1	0	11

(5) 滞納整理事務及び処分

ア 督促・催告等

(ア) 督促

地方自治法第231条の3第1項及び税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条の規定に基づき納期限後20日以内に督促状を発送している(年12回)。

(イ) 催告

催告書を年4回送付している(5月、8月、11月、2月)。

また、滞納12か月以上の滞納者について、住宅課において判定会議を行ったうえで警告書を送付している。

イ 法的措置

警告書を送付した滞納者のうち期限までに連絡がない場合又は納付指導に応じても誓約等を守らない場合には、民事調停の申し立てを行っている。調停条項での確認事項としては、滞納家賃額の確認や支払い方法と金額の確認及び不履行時の契約解除についての確認等がある。

調停成立後、調停調書に示される不履行があった場合には、家屋明渡しの強制執行を行っている。

また、調停が不調となった場合には、条件付入居承認取消通知書を送付したうえで納付がない場合に、明渡し訴訟を提起している。

なお、明渡しの強制執行を行う際に差押えられる財産がある場合には、差押えを行う。

法的措置の実施状況については次の表のとおりである。

(単位：件)

年度	調停申立	調停成立	明渡し訴訟	明渡し強制執行	差押(債権)
28	26	21	1	2	0
27	27	22	4	3	1
26	28	21	4	5	0
25	28	23	1	3	1
24	28	24	6	11	0

ウ 不納欠損処分

地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行期限の延長を行い、10年経過後に同施行令第171条の7の規定による免除により不納欠損処分を行っている。

また、破産法第253条の規定に基づく免除や民法第174条の2第1項による判決で確定した権利の消滅時効(10年)による不納欠損処分も行っている。

不納欠損処分の実施状況は次の表のとおりである。

(単位：件、千円)

事由		年度				
		24	25	26	27	28
地方自治法施行令第171条の7の免除	件数	287	295	318	262	244
	金額	28,077	30,810	37,523	39,892	25,503
破産法第253条の規定に基づく免除	件数	1	0	0	0	15
	金額	495	0	0	0	2,245
民法第174条の2第1項に基づく消滅時効	件数	0	0	0	0	3
	金額	0	0	0	0	2,932
合計	件数	288	295	318	262	262
	金額	28,572	30,810	37,523	39,892	30,680

(6) その他の滞納防止・縮減のための対策(収入未済を発生させない取り組み)

ア 休日納付窓口

納税課等と合同で実施している。(毎年4月の第2、第4日曜日)

イ コンビニ収納

コンビニで納付できる納付書を発行し、納付者の利便性を向上させている。

ウ 収入申告の周知強化

年度末において収入申告の周知強化をしている。市営住宅の家賃は、入居者の収入によって決定され、収入申告を行っていない場合には、徳島市営住宅条例第16条第

1項の規定に基づき、近傍同種の住宅の家賃となる。そのため、収入申告を行うことにより適正な家賃が決定され、収入未済の削減に繋がることとなる。

(7) 債権管理に係る書類（記録）

ア 債権管理マニュアル

家賃滞納者への法的措置フローチャート・不納欠損の取り扱い等をマニュアルとしている。

イ 債権管理台帳

市営住宅管理システムで滞納状況等の滞納者情報を管理している。

(8) 今後の目標、取り組み

ア 目標設定

現年度分の収納率を平成33年度に92%、滞納繰越分の収納率を13.5%にする。

イ 目標を達成するための取り組み

- ・口座振替を積極的に推進する。
- ・休日窓口の強化（回数の増加）について検討する。
- ・調停・明渡し訴訟等法的措置の強化を行う。
- ・高額・長期滞納を防ぐため、過去1か年に初めて未納があった者に対し、早期の納付相談及び分納指導などを徹底し、長期滞納を防ぐ。
- ・生活保護受給者の過年度分の滞納や、高齢者・障害者の滞納については、法的措置は控えているが、今後どうするかを検討する。

(9) 所見

市営住宅は、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給することを目的とした事業である。そのため、収入額が一定額以下であること等が入居資格要件となっており、不況等の社会的状況が滞納に直結すると考えられる。しかしながら、受益者負担の原則からも資力がありながら納付しないなどの悪質滞納者に対しては、厳正な処置を行うべきものである。

ア 法的措置の強化等について

悪質滞納者に対しては、調停や明渡し訴訟を行うなど厳正な処置を行っており、その結果収入率については年々上昇している。

平成28年度の現年度分の収入率は91.0%、滞納繰越分は11.3%であるが、目標に向けて引き続き法的措置の強化等の徴収対策に努められたい。

また、生活保護受給者の過年度分の滞納や、高齢者・障害者の滞納についての法的措置について検討することであるが、滞納者の実態把握を行い、状況に応じて的確に対応するように検討を進められたい。

イ 債権管理マニュアルについて

法的措置等も含めそれぞれの過程における作業マニュアルをフローチャート等で作成しているが、各手順を体系化し、一連の作業工程をまとめて詳細に示したマニュアルを整備することで、より効率的な債権管理が実施できると考えられることから、集約した債権管理マニュアルを整備されたい。

3 生活保護費返還金等

(1) 概要

生活保護法第63条に基づく返還金並びに同法第77条に基づく徴収金及び同法第78条に基づく徴収金。

ア 生活保護法第63条に基づく返還金

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときの費用返還。

イ 生活保護法第77条に基づく徴収金

被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときの費用徴収。

ウ 生活保護法第78条に基づく徴収金

不実の申請その他不正な手段により保護を受けたときの費用徴収。

(2) 債権分類等

ア 債権分類

(ア) 平成26年7月1日以降に支弁した保護費の生活保護法第78条に基づく徴収金

強制徴収公債権

(イ) (ア)を除く返還金等

非強制徴収公債権

イ 時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

ウ 所管課 生活福祉第一課及び生活福祉第二課

(3) 決算状況

ア 平成28年度決算状況（区分別） （単位：千円、％）

区 分	調定額 A	収入済額 B	収入未済額	収入率 B/A	不納欠損額
生活保護法第63条 に基づく返還金	99,910	58,278	41,223	58.3	409
生活保護法第77条 に基づく徴収金	156	156	0	100.0	0
生活保護法第78条 に基づく徴収金	323,335	28,667	290,783	8.9	3,885
合 計	423,401	87,101	332,006	20.6	4,294

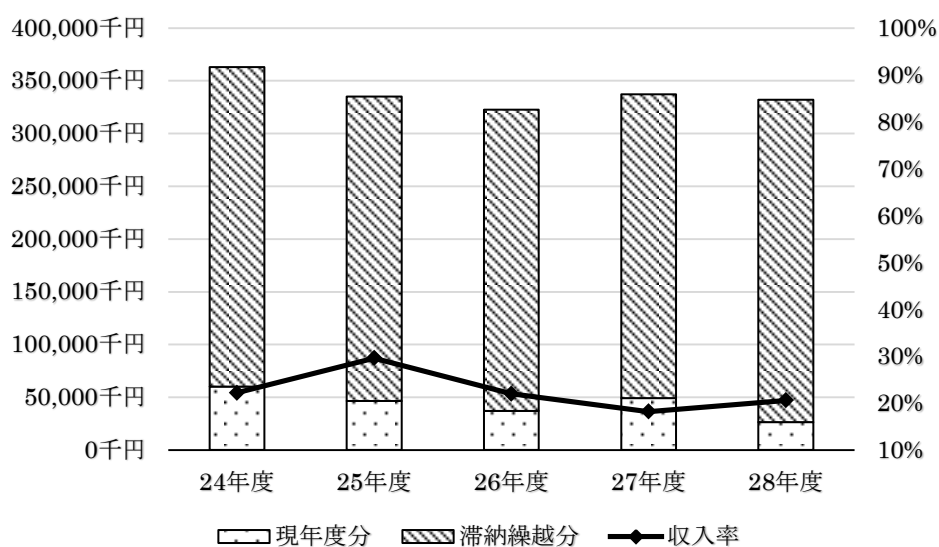
イ 収入未済額の推移

(単位：千円、%)

年度		調定額	収入済額	収入未済額	収入率	不納欠損額
		A	B		B/A	
28	現年度分	86,379	60,056	26,323	69.5	0
	滞納繰越分	337,022	27,045	305,683	8.0	4,294
	計	423,401	87,101	332,006	20.6	4,294
27	現年度分	93,092	43,886	49,207	47.1	0
	滞納繰越分	323,963	32,135	287,815	9.9	4,012
	計	417,055	76,021	337,022	18.2	4,012
26	現年度分	93,715	56,781	36,935	60.6	0
	滞納繰越分	334,856	37,645	285,481	11.2	11,729
	計	428,571	94,426	322,416	22.0	11,729
25	現年度分	159,947	113,657	46,289	71.1	0
	滞納繰越分	362,931	40,980	288,751	11.3	33,202
	計	522,878	154,637	335,040	29.6	33,202
24	現年度分	127,768	67,837	59,931	53.1	0
	滞納繰越分	338,802	35,802	303,000	10.6	0
	計	466,570	103,639	362,931	22.2	0

平成28年度の調定額に対する収入率は20.6%であり、平成24年度の22.2%から1.6ポイント低下している。収入未済額については、平成28年度は3億3,200万6千円で、平成24年度に比べて3,092万5千円(8.5%)減少している。

なお、収入未済額(現年度分・滞納繰越分)及び収入率の推移をグラフで表すと次のとおりとなる。



(4) 債権管理体制

生活福祉第一課及び生活福祉第二課の債権管理体制は次のとおりとなっている。

(単位：人)

所管係 (担当) 名	担当業務	正規 職員	再任用 職員	嘱託 職員	臨時 職員	合 計
管理係	調定、滞納整理、不納欠損 処分	2	0	0	0	2
支援第一係	納付指導	7	0	0	0	7
支援第二係	納付指導	8	0	0	0	8
支援第三係	納付指導	8	0	0	0	8
支援第四係	納付指導	7	0	0	0	7
支援第五係	納付指導	8	0	0	0	8
支援第六係	納付指導	7	0	0	0	7
支援第七係	納付指導	7	0	0	0	7

※管理係から支援第三係までは生活福祉第一課、支援第四係から支援第七係までは生活福祉第二課。

(5) 滞納整理事務及び処分

ア 督促・催告等

(ア) 督促

地方自治法第231条の3第1項及び税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条の規定に基づき、納期限後20日以内に督促状を発送している(年12回)。

(イ) 催告

催告書を年3回送付している(6月、10月、2月)。

イ 滞納処分・法的措置

債務者が生活困窮者であるため実施していない。

ウ 不納欠損処分

時効(5年)による不納欠損処分を実施している。

不納欠損処分の実施状況は次の表のとおりである。

(単位：件、千円)

事 由		年 度				
		24	25	26	27	28
時 効	件数	0	37	21	9	14
	金額	0	33,202	11,729	4,012	4,294

(6) その他の滞納防止・縮減のための対策(収入未済を発生させない取り組み)

生活保護法第78条に基づく徴収金を、原則として保護費からの天引きにしている。

(7) 債権管理に係る書類(記録)

ア 債権管理マニュアル

滞納整理事務処理マニュアルを平成23年に作成しているが、以降更新していない。

イ 債権管理台帳

生活保護システムから打ち出した帳票に滞納状況等を加筆修正して管理している。

(8) 今後の目標、取り組み

ア 目標設定

現年度分に比べ滞納繰越分の収入率が低いことから、可能な限り決定年度中に債権回収を行う。

イ 目標を達成するための取り組み

平成29年度 滞納整理事務処理マニュアルの更新を行う。

平成30年度 更新した滞納整理事務処理マニュアルを地区担当員に周知し、未収金回収に係る事務について課内で統一した対応を行う。

(9) 所見

生活保護制度は、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度である。そのため、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提となっており、生活保護法第78条に基づく不正受給に対しては、厳正な処置が求められるものである。

ア 不正受給の発生抑制について

平成28年度の収入率は2割程度であり、特に収入未済額の大半を占める生活保護法第78条に基づく徴収金については8.9%となっている。こうした不正受給は発生した場合に徴収が困難である場合が多いと考えられるため、不正受給が発生しないように調査等の対策を徹底されたい。

イ 債権管理マニュアルについて

平成23年に滞納整理事務処理マニュアルを作成しているが、以降更新していなかった。平成26年には生活保護法第78条に基づく徴収金が強制徴収公債権へと変更されるなどの法改正が行われている。こうした法改正や事務処理の見直しに応じてマニュアルを逐次更新するよう努められたい。

4 国民健康保険料

(1) 概要

国民健康保険法に基づく国民健康保険料として賦課された保険料。

(2) 債権分類等

ア 債権分類 強制徴収公債権

イ 時効期間 2年（国民健康保険法第110条第1項）

ウ 所管課 保険年金課

(3) 決算状況

ア 収入未済額の推移

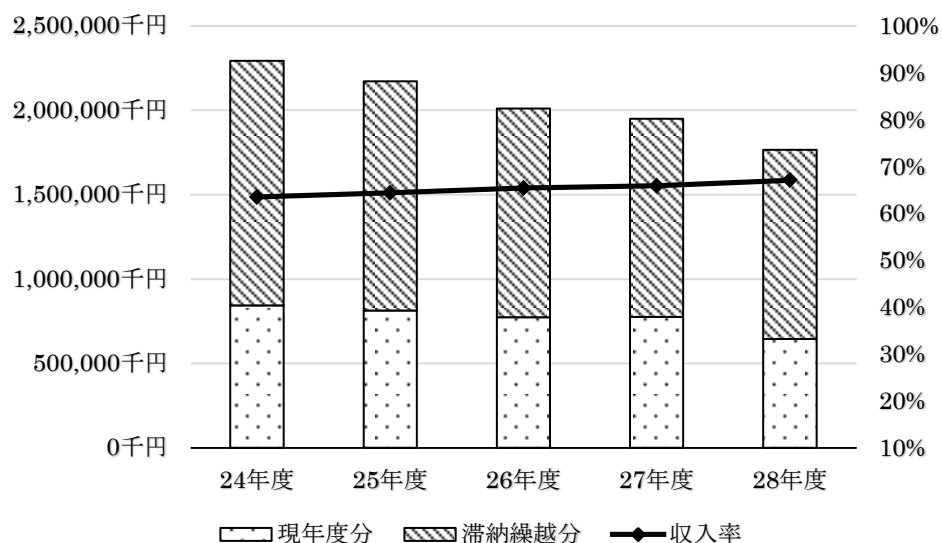
（単位：千円、％）

年度		調定額 A	収入済額 B	収入未済額	収入率 B/A	不納欠損額
28	現年度分	5,184,659	4,551,068	643,532	87.8	0
	滞納繰越分	1,903,370	207,892	1,120,913	10.9	574,765
	計	7,088,029	4,758,960	1,764,445	67.1	574,765
27	現年度分	5,464,006	4,696,793	776,262	86.0	0
	滞納繰越分	1,979,471	209,280	1,172,735	10.6	597,801
	計	7,443,477	4,906,073	1,948,997	65.9	597,801
26	現年度分	5,644,228	4,878,852	774,337	86.4	0
	滞納繰越分	2,146,450	218,080	1,235,432	10.2	693,072
	計	7,790,678	5,096,932	2,009,769	65.4	693,072
25	現年度分	5,664,671	4,860,272	812,597	85.8	0
	滞納繰越分	2,266,145	250,469	1,358,989	11.1	656,812
	計	7,930,816	5,110,741	2,171,586	64.4	656,812
24	現年度分	5,741,448	4,905,875	843,284	85.4	0
	滞納繰越分	2,393,072	261,501	1,449,701	10.9	682,107
	計	8,134,520	5,167,376	2,292,985	63.5	682,107

※ 各年度の収入済額には、28年度10,141千円、27年度9,394千円、26年度9,095千円、25年度8,323千円、24年度7,948千円の還付未済額をそれぞれ含む。

平成28年度の調定額に対する収入率は67.1%であり、平成24年度の63.5%から3.6ポイント改善されている。収入未済額についても、平成28年度は17億6,444万5千円で、平成24年度に比べて5億2,854万円（23.1%）減少している。

なお、収入未済額（現年度分・滞納繰越分）及び収入率の推移をグラフで表すと次のとおりとなる。



(4) 債権管理体制

保険年金課の債権管理体制は次のとおりとなっている。

(単位：人)

所管係 (担当)名	担当業務	正規 職員	再任用 職員	嘱託 職員	臨時 職員	合計
収納係	保険料の徴収、滞納 整理、検収業務等	11	0	12	0	23

※嘱託職員には、非常勤の保険年金推進員8人を含む。

(5) 滞納整理事務及び処分

ア 督促・催告等

(ア) 督促

徳島市国民健康保険条例第21条の規定に基づき、納期限後20日以内に督促状を発送している(年12回)。

(イ) 催告

催告書を年4回送付している(5月、8月、11月、2月)。

また、電話催告を日中は毎日、夜間は週1日程度実施している。

(ウ) 短期被保険者証等

保険証の更新時に滞納がある場合は、有効期間の短い被保険者証(短期被保険者証)を交付し、納付を促している。さらに、短期被保険者証の更新時に、長期間滞納している者について短期被保険者証の窓口交付により、納付相談を行っている。

また、悪質滞納者については保険証のかわりに被保険者資格証明書を交付する場合もある。この場合は、医療費はいったん全額自己負担となる。

イ 滞納処分

差押え及び交付要求を実施している。

(ア) 差押

差押え処分の実施状況は次の表のとおりである。

(単位：件、千円)

年度	差押え件数				徴収金額	
	動産	不動産	無体財産	債権	債権充当	公売実施
28	0	0	0	8	2,471	0
27	0	0	0	3	518	0
26	0	0	0	3	559	0
25	0	0	0	1	573	0
24	0	0	0	1	1,355	0

【差押え処分の対象】

・債権：預貯金・生命保険の解約返戻金

動産、不動産、無体財産については、差押えを行っていない。

(イ) 交付要求

交付要求の実施状況については、次の表のとおりである。

(単位：件、千円)

年度	件数	交付要求額	配当金額
28	5	1,307	31
27	2	377	0
26	0	0	0
25	0	0	0
24	0	0	0

ウ 不納欠損処分

時効（2年）による不納欠損処分を実施している。

不納欠損処分の実施状況は次の表のとおりである。

(単位：件、千円)

事由		年度				
		24	25	26	27	28
時効	件数	6,363	6,250	6,301	5,974	5,743
	金額	682,107	656,812	693,072	597,801	574,765

(6) その他の滞納防止・縮減のための対策（収入未済を発生させない取り組み）

ア 休日納付窓口

短期証更新時、催告書発送時等において休日納付相談を実施している（年間12回程度。5月の第2、第4日曜日については納税課等と共同実施）。

イ コンビニ収納

コンビニで納付できる納付書を発行し、納付者の利便性を向上させている。

(7) 債権管理に係る書類（記録）

ア 債権管理マニュアル

作成していない。

イ 債権管理台帳

国民健康保険システムで滞納状況等の滞納者情報を管理している。

(8) 今後の目標、取り組み

ア 目標設定

現年度分の収納率を平成33年度に90%、滞納繰越分の収納率を12%にする。

イ 目標を達成するための取り組み

滞納整理として差押えを強化していくとともに、執行停止の実施も検討する。

業務を効率的に遂行するための業務見直しを行う。

(9) 所見

国民健康保険は、加入者が相互に保険料を負担し、必要な医療費などに充てる社会保障制度である。したがって、収入未済額の縮減はその保険運営上極めて重要であり、資力がありながら納付しないなどの悪質な滞納者については、厳正な滞納整理及び処分が求められるものである。

ア 滞納整理事務及び処分について

還付未済額を含む収入率については、現年度分は平成24年度の85.4%から平成28年度の87.8%と上昇傾向にあるが、滞納繰越分は平成24年度、平成28年度ともに10.9%と上昇していない。国民健康保険料は、時効が2年であるため滞納の初期段階における徴収対策を強化することにより、滞納繰越分の収入未済額が増加しないよう努められたい。

また、滞納処分については、債権の差押えのみとなっているが、滞納者の実態把握を的確に行い、悪質滞納者等の状況に応じて動産や不動産等の他の財産の差押えを行うことも検討されたい。

なお、執行停止については、負担の公平性の観点からも実施は厳正に行うべきものであるが、一方で無財産等の要件に該当する債権については、執行停止を行うことで業務の効率化が図られると思われるため今後も検討を進められたい。

イ 滞納者情報の共有化について

適正な滞納整理事務及び処分を行うためには、滞納者情報の把握が重要であるが、他の債権との滞納者情報の共有化により、効率的に業務を行うことができると考えられる。個人情報保護には十分かつ慎重に配慮を行いつつ、滞納者情報の共有化ができるよう他の債権の所管課と協議されたい。

ウ 債権管理マニュアルについて

債権管理マニュアルについては作成しておらず、国民健康保険システムで滞納状況等の滞納者情報を管理しているとのことであるが、適正かつ効率的な債権管理を継続していくためにはマニュアルを整備することが望ましいと考えられるため整備されたい。

5 介護保険料

(1) 概要

介護保険法に基づいて賦課された第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料。

なお、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の介護保険料は、加入している医療保険料（国民健康保険料・職場の健康保険料など）に併せて徴収されているため、この債権には含まれない。

(2) 債権分類等

ア 債権分類 強制徴収公債権

イ 時効期間 2年（介護保険法第200条第1項）

ウ 所管課 介護・ながいき課

(3) 決算状況

ア 収入未済額の推移

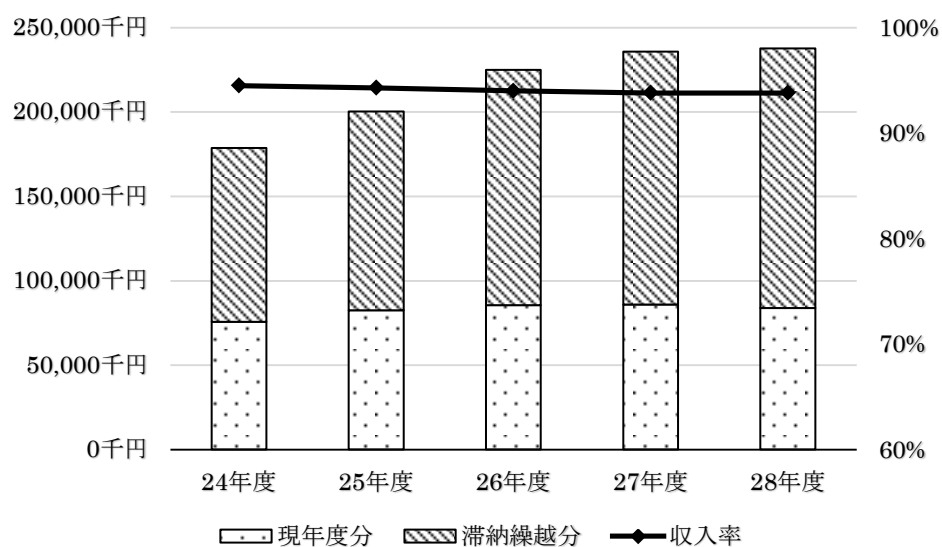
(単位：千円、%)

年度		調定額	収入済額	収入未済額	収入率	不納欠損額
		A	B		B/A	
28	現年度分	4,694,927	4,611,168	90,125	98.2	0
	滞納繰越分	241,311	18,651	153,884	7.7	68,795
	計	4,936,238	4,629,819	244,009	93.8	68,795
27	現年度分	4,569,683	4,483,867	91,584	98.1	0
	滞納繰越分	229,776	17,717	149,904	7.7	62,243
	計	4,799,459	4,501,584	241,488	93.8	62,243
26	現年度分	4,374,727	4,289,146	90,673	98.0	0
	滞納繰越分	205,481	18,191	139,421	8.9	47,941
	計	4,580,208	4,307,337	230,094	94.0	47,941
25	現年度分	4,228,847	4,146,419	87,749	98.1	0
	滞納繰越分	182,658	15,439	117,861	8.5	49,380
	計	4,411,505	4,161,858	205,610	94.3	49,380
24	現年度分	4,042,919	3,967,304	79,839	98.1	0
	滞納繰越分	168,039	12,633	102,988	7.5	52,451
	計	4,210,958	3,979,937	182,827	94.5	52,451

※ 各年度の収入済額には、28年度6,385千円、27年度5,856千円、26年度5,164千円、25年度5,343千円、24年度4,257千円の還付未済額をそれぞれ含む。

平成28年度の調定額に対する収入率は93.8%であり、平成24年度の94.5%から0.7ポイント低下している。収入未済額についても、平成28年度は2億4,400万9千円で、平成24年度に比べて6,118万2千円(33.5%)増加している。

なお、収入未済額（現年度分・滞納繰越分）及び収入率の推移をグラフで表すと次のとおりとなる。



(4) 債権管理体制

介護・ながいき課の債権管理体制は次のとおりとなっている。

(単位：人)

所管係 (担当)名	担当業務	正規 職員	再任用 職員	嘱託 職員	臨時 職員	合計
資格保険料 係	第1号及び第2号被保険者の資格管理、被保険者証の交付、第1号被保険者の介護保険料の賦課、収納業務	7	0	1	1	9

(5) 滞納整理事務及び処分

ア 督促・催告等

(ア) 督促

徳島市介護保険条例第9条の規定に基づき、納期限後20日以内に督促状を発送している(年10回)。

(イ) 催告

催告書を年4回送付している(5月、9月、12月、3月)。

(ウ) 給付制限

給付制限としては、支払方法変更(償還払い化)、保険給付の支払の一時差止、給付額減額(3割負担)を行っている。

支払方法変更(償還払い化)は、認定を受けた被保険者が納期限から1年間納付していない場合に代理受領による保険給付支払い(現物給付)から償還払いに支払方法を変更することである。

保険給付の支払の一時差止は、保険給付を受けることができる被保険者が納期限から1年6か月間納付していない場合に保険給付の全部又は一部を一時差し止めることである。

給付額減額（3割負担）は、認定を受けた被保険者が認定前10年間に時効による徴収権消滅期間がある場合に消滅期間と納付済期間を計算し、その期間に応じて保険給付率が7割に下げられる期間が生じることであり、高額介護サービス費等が不支給となる。

給付制限の実施状況は、次の表のとおりである。

(単位：件)

制限項目	年度				
	24	25	26	27	28
支払方法変更（償還払い化）	7	7	7	7	4
保険給付の支払の一時差止	0	0	0	0	0
給付額減額（3割負担）	37	42	34	45	35

イ 滞納処分

交付要求を実施している。

交付要求の実施状況については、次の表のとおりである。

(単位：件、千円)

年度	件数	交付要求額	配当金額
28	2	315	183
27	1	56	0
26	0	0	0
25	0	0	0
24	1	1	1

ウ 不納欠損処分

時効（2年）による不納欠損処分を実施している。

不納欠損処分の実施状況は次の表のとおりである。

(単位：件、千円)

事 由		年度				
		24	25	26	27	28
時 効	件数	1,582	1,463	1,436	1,575	1,666
	金額	52,451	49,380	47,941	62,243	68,795

(6) その他の滞納防止・縮減のための対策（収入未済を発生させない取り組み）

ア 休日納付窓口

納税課等と合同で実施している。（毎年6月の第2、第4日曜日）

イ コンビニ収納

コンビニで納付できる納付書を発行し、納付者の利便性を向上させている。

ウ 制度等の周知

未納の原因として、制度等の周知不足が考えられるため、納付書発送時に保険料のパンフレット※を同封し、周知に努めている。

※保険給付の制限の記載あり。

(7) 債権管理に係る書類（記録）

ア 債権管理マニュアル

作成していない。

イ 債権管理台帳

介護保険システムで滞納状況等の滞納者情報を管理している。

(8) 今後の目標、取り組み

ア 目標設定

現年度分の収納率を平成33年度に98.4%、滞納繰越分の収納率を8%にする。

イ 目標を達成するための取り組み

未納者の収入や生活状況、居所等の実態調査を実施する。

(9) 所見

介護保険は、介護が必要な高齢者等の生活を社会全体で支える社会保障であり、加入者が相互に保険料を負担し、介護が必要なときに認定を受けて、必要な介護サービスを利用する制度である。したがって、介護保険制度の安定的な運営のためには公平な負担が求められており、介護が必要な高齢者等が適切な介護サービスを受けられるように、資力がありながら納付しないなどの悪質滞納者に対しては、厳正な滞納整理及び処分が求められるものである。

ア 滞納整理事務及び処分について

第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は原則として特別徴収（年金からの天引き）となっている。したがって、滞納となるのは普通徴収から特別徴収に切り替わるまでの期間（基本的に半年から1年の間）の保険料及び特別徴収に切り替えることができない被保険者の保険料である。

被保険者は65歳以上の高齢者であり、年金以外の収入はほとんどない場合も多いと考えられるが、今後は、滞納者の実態把握を的確に行い、悪質滞納者等の状況に応じて差押え等の滞納処分を行うことも検討されたい。

イ 滞納者情報の共有化について

適正な滞納整理事務及び処分を行うためには、滞納者情報の把握が重要であるが、他の債権との滞納者情報の共有化により、効率的に業務を行うことができると考えられるため、他の債権の所管課と滞納者情報の共有化について連携されたい。

ウ 債権管理マニュアルについて

債権管理マニュアルについては作成しておらず、介護保険システムで滞納状況等の滞納者情報を管理しているとのことであるが、適正かつ効率的な債権管理を継続していくためにはマニュアルを整備することが望ましいと考えられるため整備されたい。

第12 監査意見（むすび）

平成28年度において、本市の一般会計及び特別会計における収入未済額の総額は、55億3,437万1千円と多額で、このうち市税、住宅使用料、生活保護費返還金等、国民健康保険料、介護保険料の5つの債権で52億4,022万5千円となっている。こうした状況から、これらの債権の債権管理事務について、事務の合規性、効率性及び有効性の観点から監査を行い、その結果を債権別に述べてきたところである。

各債権の債権管理については、おおむね適正に行われており、収入未済額縮減に向けた取り組みにおいても各債権において様々な徴収対策の強化が行われた結果、近年、収入未済額は縮減傾向にある。さらに、平成29年11月には、市長を本部長とした徳島市市税等収納対策本部が設置されており、一層の収入未済額の縮減が期待される。

ここでは、適正な債権管理及び収入未済額の縮減に向けて、各所管課に共通する項目について、包括的な意見を述べることとする。

1 滞納処分等の強化について

本市においては、これまでも各債権の所管課において滞納処分や法的措置が行われている。こうした滞納処分等については、財産調査等の事務に時間と人的資力を必要とするが、そのことによって差押え等の強制的な措置や適正な不納欠損処分も可能となる。今後とも負担の公平性を確保するという観点から、滞納を防止するための相談窓口の充実・強化に努めるとともに、資力がありながら納付しないなどの悪質な滞納者に対しては、適正かつ効率的な滞納処分等を行うため財産調査等の実態把握を徹底し、なお一層積極的に滞納処分等を実施していくことを望むものである。

2 滞納者情報の共有化について

本市においては、各所管課において滞納者情報が管理されており、情報の共有化は行われていない。しかしながら、複数の債権を滞納している者が存在する場合、情報を共有し、名寄せを行うことができれば、債権管理事務の効率化及び債権回収の強化を図ることができると考えられる。

滞納者情報は個人情報であるため、取り扱いには慎重に行うべきであるが、平成19年3月27日付け総務省自治税務局企画課長通知「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」において、地方税法の滞納処分の例により処分することができる債権については、国税徴収法第141条の規定が適用されるため、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、滞納者の財産情報を利用することは差し支えないとされている。

このことから、少なくとも強制徴収公債権である市税、国民健康保険料、介護保険料等について滞納者の財産情報を共有化することは可能であると考えられる。個人情報の保護には十分かつ慎重に配慮を行いつつ、滞納者情報の共有化を行うための全庁的な仕組みづくりについて検討を進め、さらなる債権回収の強化に努められたい。

3 債権管理マニュアルについて

債権管理には、専門的な知識や経験が必要であり、組織的な管理運営ができるように事務を平準化し、一定の水準を確保していくためには、債権管理事務の手順について体系化されたマニュアルが必要であると思われる。しかしながら、今回監査した5つの債権のうち体系化されたマニュアルを作成し、毎年見直しを行っているのは市税のみであった。債権管理システムで滞納情報等を管理できるためマニュアルを作成する必要がないと考えている所管課もあったが、債権管理には日常的な収滞納の管理だけではなく、法務知識や滞納者との接触・応対方法、滞納処分の執行手順などマニュアルがなければ適正かつ効率的に管理を続けていくことが難しい事務も多い。

このことから、マニュアルが整備されていない債権の所管課については、債権管理における各手順を体系的にマニュアル化し、定期的な見直しを行うように努められたい。

なお、本市においては、今回監査した5つの債権以外にも多数の債権が存在しており、それぞれ各所管課において管理されている。本市の債権について適正かつ統一的な債権管理を行う必要があると思われることから、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の分類ごとにそれぞれの管理方法について定めた統一基準等の全庁共通の債権管理を行うための制度の策定・運用についても検討されたい。

以上であるが、「第31次地方制度調査会」答申（平成28年3月16日）に示されているように我が国は人口減少局面に突入しており、地方公共団体においては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、事務の適正性の確保の要請が高まっている。債権管理の方法は自治体により異なっており、滞納者情報の共有化や徴収の仕組み、債権管理の統一基準の策定、国民健康保険税など様々である。そのため、前述した意見を踏まえ、他都市の事例を研究し、全庁的な債権管理のための制度化を図り、より適正な債権管理に努めることを望むものである。

主な用語の意味

(50音順)

用 語	意 味
交付要求	滞納者の財産に対して、既に税務署や裁判所などの他の執行機関による強制換価手続きが開始されている場合に、その執行機関に対して、換価代金の中から滞納税額に見合う配当を、法律で定められた優先順位に従って求める手続き（国税徴収法第 82 条）。
催告	督促をしてもなお未納がある債務者に対して、納付を促すために行う請求行為で、文書による催告、電話及び臨戸の口頭による催告等がある。
財産調査	滞納整理を進める過程において、納付資力を判定するなど、滞納処分をするための前提となる調査をいう。この調査結果により、滞納処分の実施、滞納処分の執行停止等の滞納整理方針を決定することになる。 強制徴収公債権は、滞納者に対して財産に関する質問を行うことや滞納者の物又は住居等の搜索を行うことができる（国税徴収法第 141 条及び第 142 条）が、非強制徴収公債権及び私債権の場合は強制的な質問検査権はないため、任意に調査を行う必要がある。
差押	滞納者の財産処分を制限し、換価できる状態に置く強制処分のこと。 強制徴収公債権においては、督促状を発した日から起算して、10 日を経過した日までに滞納者が完納しないときに行われる（国税徴収法第 47 条第 1 項）。
執行停止（滞納処分の執行停止）	滞納者について、要件（無財産、生活困窮、所在・財産不明）に該当する者に対し、滞納処分の執行を一時的に停止すること（地方税法第 15 条の 7 第 1 項）。 基本的には、執行停止が 3 年継続したときは、その債権は消滅することになる（地方税法第 15 条の 7 第 4 項）が、徴収することができないことが明らかであるときは、即時に債権を消滅させることができる（地方税法第 15 条の 7 第 5 項）。
滞納処分	強制徴収公債権の滞納について、裁判上の手続を経ることなく債務者の財産を差押え、これを換価し、その換価代金をこれらの公法上の債権に充当する一連の強制徴収の手続き（地方税法第 331 条ほか、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）。
督促	債務者が納期限までに債務を履行しない場合、期限を指定してその納付を催告する行為をいう。公債権、私債権ともに、督促を行うことにより確定的に時効の中断の効力が生じる（地方税法第 18 条の 2 第 1 項、地方自治法第 236 条第 4 項）。 強制徴収公債権の場合は、督促を行うことが滞納処分の前提条件とされている。